

厚木市技能功労者等選考委員会設置規程

(設置)

第1条 厚木市技能功労者等表彰要綱（以下「要綱」という。）に基づき、技能功労者等の選考に公正を期するため、厚木市技能功労者等選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、要綱第4条の規定に基づき市長に推薦のあった者について審議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 厚木市技能職団体連絡協議会会長、副会長及び会計の役職にある者
- (2) 技能功労者等表彰主管部長及び次長

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から当該年度の3月末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、厚木市技能職団体連絡協議会会長を委員長とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、技能功労者等表彰主管課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 厚木市技能功労者等選考委員会要領（平成19年8月1日施行）は、廃止する。